

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を重視しており、株主利益の最大化を念頭に、取締役会におきまして迅速かつ堅実に業務を執行するとともに、重要事実については、迅速かつ積極的に情報を開示するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 株主総会における権利行使】

現在、当社は機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いため、議決権の電子公使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は行っておりません。今後、当該投資家の比率等も踏まえ、議決権行使の環境整備や招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、最高経営責任者(CEO)等に関する後継者計画の策定・運用を重大な課題として認識しておりますが、現段階では後継者計画に関する具体的な監督は実施しておりません。今後、取締役会で協議の上、後継者の選定方法について検討してまいります。

【補充原則4-10 任意の仕組みの活用】

現在、当社は、取締役7名中3名の独立社外取締役を選任しており、指名委員会・報酬委員会等の独立した諮問委員会はありませんが、経営幹部・取締役の指名・報酬などの検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。また、報酬についても、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、各取締役の職務等を勘案の上、決定しております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、現時点では取締役会の定期的な分析・評価を実施しておりませんが、多様な経験と知見を有する取締役により、それぞれの議案を多角的に検討し、また監査等委員も含む社外取締役から提示された指摘事項などについても決議に反映されていることから、取締役会全体としても実効性はあるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

上場株式を保有しないことを原則としますが、業務提携その他経営上の合理的な目的に基づき上場株式を保有する場合には、その目的に応じた保有であることを定期的に確認しております。

政策保有株式に係る議決権行使については個別に中長期的な視点での企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断しますが、対象会社の企業価値を毀損するおそれがある議案については特に留意して判断します。

【原則1-7 株主の権利の確保】

当社は、全ての役員に対し、関連当事者間の取引について調査票の提出を求め、当該取引の有無を把握しており、関連当事者間の取引が発生する場合には、取締役会においてその妥当性を検討しております。また、関連当事者間の取引の概要を有価証券報告書にて開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の積立金は運用していないため、運用に当たる人事面や運営面における取組みは行っておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

()当社の経営理念等をウェブサイトにて開示しております。

()コーポレートガバナンス報告書「1.1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書に記載しております。

()株主総会で承認された取締役それぞれの報酬総額の範囲内において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会により決定しております。

()取締役及び監査等委員の候補者の指名および解任にあたっては、経験、能力及び知見を備えたものであるか、取締役会で検討、審議し決定しております。

()取締役、監査等委員の選解任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要な事項の意思決定を行っております。取締役会で決定する事項以外の審議及び決定については、「組織・職務分掌・職務権限規程」及び「職務権限基準一覧表」に基づき、当社の経営陣に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役の選定を行っております。

また、取締役会は、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどに加えて、取締役会での建設的な議論に積極的に参加し、意見を述べるができる人物を社外取締役候補者に選定しております。

当社は、現在の独立社外取締役3名が、税理士及び公認会計士であり、職業的専門家としての豊富な経験、幅広い知識及び高い職業倫理を有し

ているだけでなく、当社監査役を歴任し、当社への理解と監査に対する深い知識と経験を有していることから、独立社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物であると判断しております。

また、当社は独立社外取締役3名を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

なお、将来的には、現在の社外取締役3名がいずれも2020年3月に任期を迎えるにあたり、社外取締役の多様性を確保することでさらなるガバナンスの向上を図るため、法務に造詣の深い専門家(弁護士、弁理士等)など、会計・財務バックグラウンド以外の人材を招聘することを検討しております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者、財務会計その他の専門分野において専門的な知見及び豊富な経験を有している者を取締役に選定するものとしております。当社では取締役の員数を取締役(監査等委員を除く)5名以内、監査等委員5名以内と定款に定めておりますが、実質的で有効な議論を行うために現在、取締役(監査等委員を除く)4名、監査等委員3名を選任しております。取締役候補の指名に際しては、取締役会が、社外取締役の意見を踏まえた上で代表取締役が提案した選任議案について検討し、決定しております。また、監査等委員である取締役の指名に際しては、監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が提案した選任議案について検討し、決定しております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の社外取締役3名のうち2名は他の上場会社の役員を兼任しておりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査等委員の業務に振り向け、当社以外の上場会社を兼務する場合は合理的な範囲にとどめるよう努めております。

また社内取締役及び常勤監査等委員は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役及び常勤監査等委員の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書において開示を行っております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、当社は、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

新任の取締役に對しては、円滑かつ適切な職務執行に資するため、経営陣より、会社の事業・財務・組織に関する説明を行っております。

また、取締役会において、継続的に業界の動向やグループ会社への知識を深めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では経営管理部をIR担当部署としております。株主や投資家からの対話の申し込みに對しては、合理的な範囲で、インサイダー取引規制上の重要事項の取扱いに細心の注意を払いつつ経営陣が対応しています。また個別面談以外にも、株主や投資家向け決算説明会を四半期ごと年4回開催して事業の状況を説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩崎 辰之	2,483,700	27.87
パナソニック株式会社	1,388,000	15.57
株式会社LIXIL	880,000	9.87
松浦 一夫	168,300	1.88
上野 将人	130,500	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	95,900	1.07
山内 仁也	91,000	1.02
エプコ社員持株会	78,200	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	75,800	0.85
MSIP CLIENT SECURITIES	64,400	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝又智水	税理士											
増田光利	公認会計士											
成願隆史	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝又智水	○	○	_____	勝又氏は、税理士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

増田光利	○	○	——	増田氏は、公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
成願隆史	○	○	——	成願氏は、公認会計士としての豊富な経験、幅広い知識を有しており、併せて当社監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験を有していることから、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は選任しておりませんが、必要に応じてコーポレート部門が対応しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者及び監査等委員は、内部監査の実施状況等について毎月定期的に情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査等委員及び監査法人は、四半期ごとに監査報告会を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策を行っておりませんが、持続的な企業価値の向上を推進する上で、インセンティブを付与するための環境整備について検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(参考)取締役及び監査役の報酬等の総額(2018年12月期)

取締役(監査等委員を除く) 4名 支給額 58百万円

取締役(監査等委員) 3名 支給額7百万円

(うち社外取締役 3名 支給額 7百万円)

上記のほか、使用人兼務取締役(2名)の使用人分給与相当額24百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役に対しては、毎月開催される監査等委員会において常勤の監査等委員から重要事項が報告されております。また、監査等委員会には管理担当の業務執行取締役が毎回出席し、業務執行の状況や検討中の経営課題について説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(取締役会)

経営上の重要事項決定機関である取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(執行役員制度)

当社は2014年3月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監査機能と業務執行機能を分離することで、事業推進体制の強化を進めております。

(監査等委員会)

監査等委員会は3名で構成され、3名とも社外取締役であります。

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。

監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。

また、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図ってまいります。

(内部監査室)

当社は、公正かつ独立の立場で内部監査を実施するために代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置しております。

内部監査室(担当者2名)は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス及びリスク管理の観点を踏まえて各部門の業務遂行状況についての監査を実施しております。

また、内部監査室は、監査役及び監査法人と必要に応じて随時情報・意見交換し、共通の認識をもつことで相互の連携を高めております。

(監査法人)

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、議決権を有する監査等委員である取締役により構成される監査等委員会を設置し、監査機能及び取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性と効率性を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会の終了後に、株主の皆様に対して経営計画説明会を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	WEBサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに経営計画説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに経営計画説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示書類、有価証券報告書、株主総会関連書類、決算説明会資料等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営管理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役職員が遵守すべき行動規範として「エプコグループ行動規範」を定め、各ステークホルダーとの関係において留意すべき事項を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の基本方針として「環境方針」を定め、当該方針に基づいた環境マネジメントシステムを構築しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社WEBサイトに「企業情報開示方針」を掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、内部監査室といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

経営上の重要事項決定機関である取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、監査等委員会は3名で構成され、3名とも社外取締役であります。

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。

内部統制については、職務執行上、部署間での相互牽制が働くよう社内規程で職務分掌、職務決裁権限を明確にするとともに、業務執行については稟議制による部署間でのチェック体制を構築しております。

2. 内部監査の状況

内部監査については、担当部署である内部監査室(担当者2名)が、内部監査規程に基づき、コンプライアンス及びリスク管理の観点から踏まえて各部門の業務遂行状況についての監査を実施しております。

また、内部監査室は、監査等委員及び監査法人と必要に応じて随時情報・意見交換し、共通の認識をもつことで相互の連携を高めております。

3. 会計監査の状況

外部監査人による会計監査についてはPwCあらた有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

1. 反社会的勢力への対応については担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応することで従業員の安全を確保する。

2. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関(以下「外部専門機関」という。)と緊密な連携関係を構築する。

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

5. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

6. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

1. 反社会的勢力への対応方針として「反社会的勢力排除のための基本方針」を設けている。

2. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は経営管理グループとし、経営管理グループは反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示社内体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は会社情報の適時適切な開示を重要な責務であると認識し、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、正確、明瞭かつ投資判断として十分な会社情報を適時に開示することに努めております。開示情報につきましては、TDnetによる情報開示の他、当社WEBサイトへの掲載を通じて広く情報が浸透するよう努めております。

2. 情報開示に係る責任者及び担当部署

当社は、情報開示担当部署を経営管理部とし、経営管理部を統括する経営管理部長を情報取扱責任者として開示情報の一元管理を行っております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

情報取扱責任者は、社内の主要会議に出席し情報把握に努めております。また、適時開示に相当する情報の発生が見込まれる際は、当該情報を取扱う部門責任者及び子会社の責任者が経営管理部長に対して速やかに報告する体制を構築しております。また、適時開示体制を対象としたモニタリングにつきましては、内部監査室によるモニタリング体制を整備しております。

(1) 「決定事実に関する情報」

当社取締役会により重要事項の決議が行われた時点において、情報取扱責任者は開示の必要性を判断し、速やかに開示を行うものとしております。

(2) 「発生事実に関する情報」

その発生事実を認識した時点で、情報取扱責任者による報告のもと取締役会を開催し、取締役会の決議又は承認をもって速やかに開示を行うものとしております。

(3) 「決算に関する情報」

決算に関する情報及び業績予想については、経営管理部において関連情報の収集及び資料の作成を行い、取締役会の審議並びに決議を経て、情報取扱責任者により速やかに開示を行うものとしております。

